

第1節 住民参画の促進

1 住民参画

■現状と課題

地方分権の推進により、様々な分野において住民と行政の協働によるまちづくりの必要性が高まっています。こうしたなか、住民参加の基本となる広報・広聴活動については、広報みなのや町ホームページを利用した情報提供や意見・提案制度などにより行っています。

また、各種計画策定にあたってのアンケート調査や懇談会の実施、各種委員会や審議会への参加などにより、住民参画・住民主体のまちづくりに取り組んでいます。

多様な機会、媒体を利用した広報・広聴活動の充実と情報公開を進め、住民と協働によるまちづくりを進めることが求められています。

■施策の基本

住民と行政が共通のまちづくりの目標・計画をもち、一人一人の創意と工夫がまちづくりへ反映されるよう、広報・広聴活動の充実や情報公開の推進を図り、まちづくりへの住民参画を促進します。

■主要施策

(1)まちづくり情報の共有化

- ① 広報みなの、各種計画やパンフレットなどによる広報の充実を図るとともに、町の魅力や町独自の施策など行政情報を積極的に提供します。
- ② 住民の声が行政に反映されるよう、モニター制度・行政懇談会などの実施、アンケート調査による住民意向の把握などに努めます。
- ③ 情報公開条例、個人情報保護条例などに基づき、行政情報の公開を推進します。

(2)住民参画の促進

- ① 住民の積極的な参画によるまちづくりに向けて、まちづくり講座など学習機会を充実し、住民の自治意識の高揚を図るとともに、地域リーダーなど人材育成に努めます。
- ② 各種計画策定にあたっては、住民参画を進め、住民の理解・協力を得ながら、住民主体・住民参加のまちづくりに取り組みます。
- ③ 各種委員会・審議会などに、各種グループの代表や公募による住民の参加を促進し、住民全体の意見の反映を図ります。

2 人権・同和対策

■現状と課題

昭和44年の同和対策特別措置法施行以来、33年間にわたって3つの特別措置法に基づき実施してきた特別対策は平成14年3月末で終了し、一般対策へと移行されました。「21世紀は人権の世紀」といわれていますが、現在もなお全国各地で様々な人権侵害事件が発生し、また、同和問題に対する心理的差別は完全に解消されたとはいえません。

町では、人権問題啓発指導者養成講座や各種研修会など、様々な機会を通して人権教育・啓発に取り組んできた結果、人権に関する知識、意識の向上に一定の成果がみられます。しかしながら、それらを人権問題の解消に向けた実践につなげられていない現状があり、いかに一人一人が声をあげ、行動できる地域・社会を実現するかが課題となっています。

また、人権擁護機関との連携を深め、相談体制の充実を図る必要があります。

■施策の基本

「人権を尊重し、差別のない明るく住みやすいまちづくり」の実現に向けて、人権教育・啓発に創意・工夫をもって積極的に取り組むとともに、住民からの相談に迅速かつ適切に対応できる組織体制づくりを進めます。

■主要施策

(1)人権・同和行政の組織整備

人権・同和問題に関する相談、対応事案の集約及び共有化を図り、効率的・効果的な各課連携体制を整備します。

(2)啓発活動の推進

あらゆる機会・媒体を通じて、人権・同和問題に対する正しい知識、正しい理解が得られるよう啓発活動の充実を図ります。

(3)人権・同和問題研修会の開催

講義形式の研修会から、人権・同和問題の当事者などを招いて、差別の現実から学び、人権・同和問題について自ら考えるなど研修内容について創意工夫し、より効果的な研修会を開催します。

(4)人権・同和問題指導者の養成

人権問題啓発指導者養成講座などを開催し、人権・同和問題に対する正しい知識・認識を習得するとともに、地域や職場などで啓発活動を実践できる指導者の養成を図ります。

3 コミュニティづくり

■現状と課題

本町では、行政区において区長・各種委員などを中心として地区活動が行われているとともに、ボランティア団体などがまちづくりに取り組んでいます。

しかし、住民の高齢化、職業の多様化と通勤圏の拡大、生活価値観の多様化などによりコミュニティ活動への参加意識が希薄化し、地域コミュニティは衰退傾向にあります。

一方、自分たちの地域は自分たちで守るという自主防犯グループや自主防災組織の活動には積極的に取り組まれています。

こうしたなか、町コミュニティ協議会を中心として、住民の地域連帯意識を高め、地域コミュニティ活動の活性化を図るとともに、住民やボランティア団体などのまちづくりへの積極的な参加が求められています。

■施策の基本

地域住民の理解と関心を高め、地域におけるまちづくりへの積極的な参加を促進するとともに、地域コミュニティ活動のための環境整備を図ります。

■主要施策

(1)地区づくり活動の促進

- ① 地域づくり奨励事業補助金制度の活用により、各行政区における特色のある取り組みを支援するほか、住民によるコミュニティ施設の管理・運営、伝統文化・歴史の保存・継承などを促進し、住民の連帯意識、自治意識の高揚を図ります。
- ② 町コミュニティ協議会を中心として、区長会、各種委員、消防団、子ども会、自主防犯グループ、自主防災組織などの活動の活性化を図るとともに、地域の特色を活かしたイベントの開催などを通じて世代や活動領域を越えた相互交流を促進します。

(2)グループ活動の促進

- ① 情報交換やイベントによる交流、人材発掘とリーダーを養成し、多様なグループ活動の活性化を図ります。
- ② NPOなどと連携を図り、多様なボランティア活動の促進を図ります。

(3)活動拠点の整備・充実

コミュニティ活動の拠点となる公会堂、集会所などの整備・充実と、住民による維持・管理を促進するとともに、学校や幼稚園などの公共施設の積極的な地域開放を図ります。

4 男女共同参画

■現状と課題

男女共同参画社会の思想は広く浸透し、女性の社会進出はあらゆる分野で著しく拡大しているものの、就労機会などにおいては男女の不平等が依然として存在しています。

女性の社会参加と自己実現のため、「皆野町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画意識の一層の高揚に努め、男女共同参画社会を促進する必要があります。

■施策の基本

男女共同参画意識の高揚を図るとともに、男女がその能力と個性を十分に発揮し、相互に尊重しあう男女共同参画社会を促進します。

■主要施策

(1)男女共同参画社会の促進

- ① 学校・職場・地域社会において、男女平等を醸成するための啓発活動を推進します。
- ② セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス*などの防止に向け、事業所や住民への啓発活動を行うとともに、相談体制の整備を図ります。

(2)男女共同参画社会をめざす学校教育の推進

人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解と協力について教育活動全体を通じた組織的・計画的な指導を充実し、児童・生徒が男女平等を身近な問題として認識し、主体的に行動できるよう男女共同参画社会をめざす学校教育を推進します。

※ ドメスティックバイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

4 国際交流・国内交流

■現状と課題

小・中学生を対象とした外国語指導助手による国際理解教育を推進するとともに、ドイツピュアシュタット市体操祭へ小・中学生を派遣するなど国際交流事業に取り組んでいます。

一層進む国際化に対応していくためには、住民が国際的な感覚・視野を身につけるよう生涯教育のなかに国際理解教育を位置づけるとともに、国際化に適したまちづくりを推進し、国外の都市と姉妹・友好都市の締結を進めていく必要があります。

国内交流は、他地域との交流により歴史、文化、自然、風土など新たな発見に触れるとともに、自分の地域のことを改めて認識する機会でもあります。今後も国内における地域間交流を促進し、友好と親善を深めながら、地域の活性化と人材の育成などを図り、姉妹・友好都市の締結を進めていく必要があります。

■施策の基本

国際的な感覚・視野を身につけた人材の育成を図り、国内外の都市との交流を進めます。

■主要施策

(1)国際交流の促進

- ① 小・中学生における外国語指導助手による国際理解教育の推進とともに、町内在住の外国人と住民との交流機会の提供や国際化に対応した生涯学習教育を充実して、国際的な感覚・視野を身につけた人材の育成を推進します。
- ② 青少年を中心とした海外体験交流やドイツビュアシュタット市との友好交流を推進するとともに、ホームステイなど住民の交流参加を促進します。

(2)国内交流の促進

本町の地勢・歴史・文化・産業などの地域特性を踏まえ、姉妹・友好都市の締結を進め、文化・スポーツ交流、産業・経済交流、まちづくり交流などを推進し、親善を深めつつ、相互の活性化を図ります。

第2節 行財政運営の効率化

1 行政運営

■現状と課題

少子高齢化や経済情勢の低迷など行政運営を取り巻く状況が厳しいなか、将来に向かって安定した行政運営を確立していくことが求められています。

本町では、平成17年度に「皆野町リフレッシュプラン05」を策定し、平成22年度までの5年間、財源の確保、人件費の削減、事務事業の見直しなど健全な財政運営と行政の効率化に取り組んできました。その結果、一定の成果をあげていますが、引き続き財政の健全化と行政の効率化に取り組んでいます。

地方分権の推進に伴う移譲事務の増加や、多様化・高度化する住民ニーズに対応した行政サービスを提供するためにも、実情に即した行政組織・機構の見直しや、さらに事務事業の効率化及び職員能力の向上を図る必要があります。

公共施設の管理運営については、施設の老朽化などに伴う維持補修費、建て替えや耐震化対策など多額の費用が見込まれ、今後の行政運営に与える影響が大きいことから、ファシリティ・マネジメントに取り組み、施設の効率的な管理・更新に取り組む必要があります。

■施策の基本

「皆野町総合振興計画」の実現に向けて、重点的・効果的な事業を計画的に推進するとともに、行財政改革の推進、行政組織・機構の見直し、情報化の推進、行政サービスの改善、職員の活性化など効果的・効率的な行政運営を行います。

■主要施策

(1) 計画行政の推進

- ① 多様な住民ニーズや時代の変化などによる行政需要に対応した行財政改革を推進します。
- ② 「皆野町総合振興計画」の実現に向けて、行政評価システムの導入などによるPDCAサイクルの確立を図ります。

(2) 職員の活性化と人事管理の適正化

- ① 職員研修制度の見直し、職員間における情報の共有化、人事評価による適材適所の人材配置、プロジェクトチームの活用など職員の資質の向上と活性化を図ります。
- ② 住民参加のまちづくり活動を促進するため、職員の地域活動への参加を図ります。

(3) 効果的な行政運営

- ① 企画調整部門の総合調整機能を強化・充実するとともに、事業間の連携強化による事業の相乗効果の追求、類似事業・重複事業の整理などにより事業効果を高めます。
- ② 経費の削減と住民サービスの向上を図るため、事務事業の民間委託や指定管理者制度による公共施設の管理運営など、民間能力の活用を推進します。
- ③ 町民からの提言制度の充実を図り、効果的な行政運営を進めます。

(4) 効率的な行政運営

- ① 施設の統廃合や用途変更、将来を見通した施設の利活用を図るため、ファシリティ・マネジメントに取り組み、施設の効率的な管理・運用に努めます。
- ② 電子自治体への取り組みを推進することにより、行政手続きの簡素化・迅速化、事務事業の効率化を図ります。
- ③ 業務のマニュアル化による行政サービスの維持・向上を図るとともに、電子文書を含めた文書管理システムの確立を図ります。

2 財政運営

■現状と課題

「第4次皆野町総合振興計画」の初年度である平成19年度以降における当町の財政状況は、概ね健全に推移しているといえます。

例えば、平成19年度と平成22年度の比較では、数値が高いほど財政が硬直化しているとされる経常収支比率は、87.1%（H19）から70.8%（H22）まで低下しました。町債残高は29億4,429万円（H19）から2億7,381万円増加し、32億1,810万円（H22）となりました。主な要因は、普通交付税の振り替え措置である臨時財政対策債の発行増によるものです。しかし、臨時財政対策債はその元利償還金のすべてを後年度の普通交付税で措置されることから、町の実質的な公債費の割合を示す実質公債費比率は、13.9%（H19）から8.5%（H22）と大きく低下しています。

これらの指標から判断すれば健全な財政状況にあるといえますが、財政運営においては、決して余裕があるわけではありません。福祉、介護、国民健康保険など、いわゆる社会保障経費は年々増加傾向にあります。一方で長引く景気の低迷や生産年齢人口の減少などにより、主要な町税である個人住民税の減収が続くなど、厳しい財政運営が続いています。

今後も引き続き自主財源の確保に努めるとともに、歳出の削減を徹底していく必要があります。

■施策の基本

すべてのまちづくりの施策は、健全な財政が確保されたうえで実現されるものです。「皆野町総合振興計画」の理念実現のため、事業の優先順位決定や実施年度の調整等を行い、計画的な財政運営を図ります。

歳入においては、自主財源の確保を主眼におきつつ、国・県の制度を有効活用して、安定的・継続的な事業実施を図ります。また、町債は後年度における受益と負担のバランスを十分に考慮したうえで発行します。

歳出においては、引き続き経常経費の削減に努める一方、事業の意義や費用対効果を常に検証し、適時・的確な事業実施ができるよう取り組みます。

■主要施策

(1) 計画的な財政運営

- ① 施設の更新・大規模修繕や社会保障経費の見込みを網羅した中期財政計画に基づき、計画的な財政運営を図ります。
- ② 限られた財源を有効に活用するため、その時々住民のニーズを敏感に感じ取り、的確な事業を計画するとともに、既存事業の効果検証を行い、廃止を含めた事業の重点化を図ります。
- ③ 新たに設ける補助金は、その目的・目標を明文化し、達成時には廃止することを前提とするなど厳格に運用します。

(2) 財源の確保

- ① 課税客体を的確に把握し公平な課税を行うとともに、滞納されている税及び使用料などの徴収を強化します。
また、税の納付場所及び時間の拡大により徴収率の向上を図り、税負担の公平性の保持に努めます。
- ② 町で所有する財産のうち、未利用土地や法定外公共物*などについて、利用価値の低い物件については積極的に売却を進めます。
- ③ 社会状況の変化に応じ、公共施設の使用料を見直します。
また、これまで無料としていた事務事業に係る手数料については、受益者負担の原則に基づき有料化を図ります。

(3) 経費の節減

経費の削減について職員が問題意識をもち、慣例や常識にとらわれることなく光熱水費、消耗品費、リース料及び備品費などの細かな部分にも注意を払い、あらゆる可能性を検討し、持続的な経費削減を推進します。

※ 法定外公共物

道路法や河川法など法律の適用を受けない公共物（赤道や水路）のこと。

3 広域行政

■現状と課題

人口の減少と少子高齢化の進行、さらには市町村合併の進展に伴い、広域行政機能を有しない圏域が広がるなど、広域行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

秩父地域の 1 市 4 町（秩父市・皆野町・横瀬町・長瀬町・小鹿野町）で構成する秩父広域市町村圏組合において、常備消防や救急業務、ごみ処理業務、火葬業務などの 9 事業を共同処理しています。そのほか皆野町と長瀬町で組織する皆野・長瀬上下水道組合では、上水道事業、下水道事業、し尿処理事業を行っています。

高度化・多様化する行政需要に対応するため、組合組織の整備や業務の効率化を図るとともに、構成市町との連携を図り広域行政を推進していく必要があります。

また、平成 21 年度から秩父地域の 1 市 4 町で取り組んでいる「ちちぶ定住自立圏構想」については、互いの独自性を尊重しながら、圏域全体の活性化と地域住民の福祉向上を図るため積極的な取り組みが必要です。

■施策の基本

秩父広域市町村圏組合及び皆野・長瀬上下水道組合で処理する事業の充実を図るとともに、ちちぶ定住自立圏構想による、医療・産業振興・観光分野などの取り組みを積極的に推進し、圏域全体の活性化と地域住民の福祉向上を図ります。

■主要施策

(1) 秩父広域市町村圏組合行政の推進

構成市町と協議・連携を図りながら、秩父広域市町村圏組合で処理する事業の充実を図ります。

また、消防・救急における施設・装備の充実を図るとともに、老朽化した施設などの計画的な整備を進めます。

(2) ちちぶ定住自立圏構想の推進

圏域を構成する 1 市 4 町の連携と協力により、協定項目の実現に向けた取り組みを積極的に推進し、地域住民の福祉向上と地域振興を図り、魅力あるちちぶ圏域をめざします。